

防災製品認定規程第6条第2号に規定する「理事長が別に定める性能試験に係るもの」とは、「防火服、防火服表地、防火服用高視認性素材、活動服、作業服」に関するものであって、次に定める性能試験成績書を提出することができます。

協会以外の試験機関が実施した性能試験結果の取扱いについて

制定 平成23年8月18日

改訂 平成30年10月1日

1 提出する性能試験成績書は次の性能試験に関するものとする。

(1) 防火服

- ア 洗たく収縮性
- イ 液体化学薬品浸透性
- ウ 耐水性
- エ 耐吸水性（襟裏生地）
- オ 圧縮時熱伝導性
- カ 全熱損失

(2) 防火服表地

- ア 洗たく収縮性
- イ 引張強さ及び放射熱曝露後の残留引張強さ
- ウ 引裂強さ
- エ 縫い目強度
- オ 表面湿潤性・撥水性
- カ 耐吸水性
- キ 帯電性

(3) 防火服用高視認性素材

- ア 摩耗試験
- イ 屈曲試験
- ウ 低温曲げ試験
- エ 温度変化耐性試験
- オ 降雨耐性試験
- カ 水洗い洗濯試験
- キ ドライクリーニング試験

(4) 活動服

- ア 引張強さ
- イ 引裂強さ
- ウ 帯電性

(5) 作業服

- ア 引張強さ
- イ 引裂強さ
- ウ 破裂強さ
- エ 帯電性

- 2 提出する性能試験成績書は、「防災製品性能試験基準」(昭和51年8月1日制定 防災製品認定委員会)に定める要件に従って試験が実施されたことが確認できるものであること。
なお、当該試験成績書は、試験実施後1年以内の実施結果に限るものとする。

附 則

この取扱いは、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年10月1日から施行する。